

# 令和2年9月定例舞鶴市教育委員会会議録

開会日時 令和2年9月29日(火) 午後2時～午後2時30分

場 所 市役所別館 413 会議室

出席委員 奥水教育長 荻野委員 岸本委員 富川委員 内藤委員 堀尾委員

欠席委員 なし

事務局職員

浜野教育振興部長

植和田教育総務課長

秋原指導理事

鹿田教育総務課総務係長

森下学校教育課長

小林学校教育課指導担当課長

瀬野学校教育課主幹

村尾市民文化環境部地域づくり支援課公民館担当課長

## 1 開 会

教育長 開会を宣告

- 2 令和2年8月定例教育委員会会議録 承認  
令和2年8月臨時教育委員会会議録 承認

教育長 会議録を会議に諮り、全員承認

## 3 諸報告

### (1) 教育長報告

事務局から教育長の主な活動を報告

### (2) 各課報告

(教育総務課)

- ① 行事予定について

(学校教育課)

- ① 行事予定について

- ② 教育支援センター「明日葉」・「いじめ相談室」の8月の通級・相談等の状況について
- ③ いじめの未然防止・早期発見に向けた子どものアンケート調査(1回目)について
- ④ 令和2年度 第46回舞鶴市中学校新人体育大会 成績一覧について

(地域づくり支援課)

- ① 行事予定について
- ② 令和3年舞鶴市成人式について(成年年齢引き下げに伴う成人式について)

(質問・意見)

特になし

#### 4 議事

(教育長)

第30号議案、令和2年9月29日提出の「専決処理の承認を求めることについて(専決第5号)」(舞鶴市立学校におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について)の上程について、説明をお願いします。

(瀬野学校教育課主幹)

舞鶴市立学校におけるハラスメントの防止対策の強化等の措置を講ずるため、規程を改正するにあたり、急施を要したことから、舞鶴市教育委員会基本規則第10条第1項の規定により別紙のとおり専決処理をしたので、同条第2項の規定に基づきこれを委員会に報告し、その承認を求めるもの。

(堀尾委員)

舞鶴市立学校におけるハラスメントの防止等に関する規程について。

別表第1(第2条関係)育児に関する制度又は措置の利用で、部分欠勤が加わっているが、部分休業との違いというのは、給料が発生するかしないかの違いということか。

(瀬野学校教育課主幹)

そのとおり。

(堀尾委員)

別表第2(第4条関係)について、ハラスメントをしないために職員が認識すべき事項について、ずいぶん詳しく具体的内容について記述があるが、京都府の規定に準じたものであるという事で、納得した。

(荻野委員)

この規定について、校長先生からの説明のもと、ポイントとなる内容を先生方や職員がしっか

り理解し、日々の業務にあたってもらいたい。

(富川委員)

この規定の、周知徹底のためのガイドラインや小冊子などの資料はあるのか。

(瀬野学校教育課主幹)

京都府教育委員会で、ハラスメントに関する内容を含んだコンプライアンスブックを作成しており、つい最近新しいものが舞鶴市へ届き、各学校へも配布した。

(教育長)

第 30 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

## 5 その他

次回の定例教育委員会は、10月27日(火)午後2時から開催することを確認

(堀尾委員)

先日いただいた7月の学校だよりについて。

従来の中間、期末テストを取りやめて単元テストを行うと書かれていた。これは今年度のコロナ禍に限ったことなのかという疑問があった。現在の中学3年生は、この評定は内申に関わることであり、学校により評定が期末テスト、単元テストで違うということにならないか。その点について不安を持つ保護者もいると思うので、個人懇談の時など説明の機会があればいいと思う。

(小林学校教育課指導担当課長)

例えば加佐中学校であれば、学校だよりに単元テストがどういったものであるかを丁寧に書き、それを受けて2学期の始業式に校長先生から全校生徒に説明があったと聞いている。各学校においても丁寧な説明をしていると聞いている。

## 6 閉会

教育長 閉会を宣告

署 名

(教育長)

記 録